

告 示

埼玉県告示第七百八十号

令和七年十月三日付け埼玉県告示第七百五十五号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和七年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕